

## 説明書

(令和 5 年 11 月 18 日作成)

### (不誠実対応 40)

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、明らかに保護者に成りすまして署名・捺印を行い、個別支援計画書(2020 年 4 月 28 日付)を作成している。この偽の個別支援計画書をアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、吹田市に提出しており虚偽申告を行っていた。

普段は悠生君の母親(清水亜佳里)が個別支援計画書に署名を行っていたが、2020 年 4 月 28 日付の個別支援計画書では、悠生君の父親(清水悠路)が署名・捺印したこととしており、父親でない誰かが代筆・押印し吹田市に提出している。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は吹田市に気付かれないようにあえて、普段とは異なり悠生君の父親が署名・捺印したと考えられる。非常に悪質であり遺族としては、明らかなる有印私文書偽造 及び、虚偽申請を行っていると認識している。

### (詳細事項)

放課後等デイサービスにおける個別支援計画書の作成は非常に重要で、施設側が利用者またはその家族(保護者など)に説明し、内容を確認・納得の上で保護者等が押印・署名をすることが施設利用時に義務付けられている。

この個別支援計画書は最初の利用日までに完成させる必要があり、また最長でも 6 か月ごとの見直しが義務付けられている。

しかしながら悠生君の遺族としては、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は個別支援計画書に関する説明をちゃんと受けた経験はなく、いつも送迎時の安全対応に注意が必要なタイミングで署名捺印を急かされていた印象であった。

その十分な説明を一度も行わず署名・捺印を急かしていたことのみでも、事故後、悠生君の遺族としては不誠実な対応であったと認識していたが、さらには、遺族が吹田市に対し依頼した事故に関する書類の提示において有印私文書偽造を行っていると考えられる内容が確認された。

少なくとも個別支援計画書(2020 年 4 月 28 日付)を確認すると、明らかに悠生君の父親とは異なる字で悠生君の父親が署名した事になっており、さらには明らかに他の個別支援計画書の時(悠生君の母親が署名していた時に使っていたハンコとは違うハンコでの捺印がなされていることが判明した。

この個別支援計画書(2020 年 4 月 28 日付)以外の個別支援計画書では、悠生君の母親(清水亜佳里)が署名・捺印を行っていた。従って、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側が署名の字が異なる事で吹田市に個別支援計画書の偽造が気づかれないようにするために、母親の名前でなく、父親の名前を用いたと考えられ、非常に悪質な対応をしていたことが判明した。

遺族としては、施設側は印鑑のある契約書を偽造しているため、有印私文書偽造(刑法 159 条 1 項)(3 か月以上 5 年以下の懲役に科される)に該当する内容だと考えている。